

手と手を つないで



No.398

やまもと しんや
山本 信哉
(元小学校教諭)

「義務教育は、
これを無償とする」

日本国憲法第26条第2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

ここ数年、子育て支援・少子化対策といった観点から、全国では急速に、給食費や高校授業料の無償化が推進されてきています。

今から63年前まで、教科書は有償、つまり「タダ」ではなかったことをご存じですか。

昭和22(1947)年に日本国憲法が施行されてから17年間、教科書は各家庭でそろえなければなりませんでした。教科書の無償化は

昭和39(1964)年、小学校1・3年生に教科書が配布されることから始まります。どのようにして無償、タダになったのか。そこには自分の子どもに教育を受けさせたいという親の思い、願いがありました。

昭和35(1960)年頃、毎日一生懸命働いても教科書が買えない家庭がたくさんありました。古い教科書を譲ってもらったり、一部だけを買いそろえたりしていました。新学期になっても新しい教科書を持たない子どもたちがたくさんいたので

その頃、高知県の被差別部落の母親たちは昼間働き、夜は教師と勉強会を始めました。母親たちが憲法の学習をしている時

のことです。「義務教育は無償」ということを知ります。差別と貧困に苦しめられていた母親たちから「無償なのに教科書を買わなければならないのはまちがっているのではないか。」「憲法が守られていないのではないか。」と意見が出されます。「子どもたちに教育を」という思いはふくらみ、「教科書をタダにする運動」が始まります。高知県の地方の「まち」から始まった運動は粘り強く進められ、やがて多くの人の共感を得て、全国へと広がっていきま

す。そして、国会で審議されるようになり、「教科書無償」は実現したのです。

被差別部落の母親たちの「子どもに教育を」という願いは、全国の子どもたちの教育権を保障することにつながりました。文部科学省は小学校1年生の入学式の日、このような言葉とともに教科書を配付しています。最後に、その文章を紹介して結びとします。

保護者の皆様へ

お子様のご入学おめでとうございます。

この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。

この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代をになう子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという全体の願いを込めて、その負担によって実施されております。

一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度にこめられた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うようご指導いただければ幸いです。

文部科学省



※写真の袋の裏面に
右の文章が書かれています。

